

小川町建設工事等最低制限価格制度実施要綱

（平成24年9月1日）
告示第104号

（趣旨）

第1条 この告示は、町が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び土木施設維持管理業務委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土木施設維持管理 道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持、保全を図るための業務委託をいう。
- (2) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたもの（小川町建設工事一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成19年小川町告示第90号）における落札候補者を含む。）をいう。

（対象）

第3条 最低制限価格を設定する入札の対象は、次の各号に定める入札とする。

- (1) 設計金額が1,000万円を超える工事に係る競争入札
 - (2) 設計金額が1,000万円を超える土木施設維持管理に係る競争入札
 - (3) 前2号のほか、特に契約内容の適正な履行の確保が必要と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該契約内容の適正な履行が確保され、最低制限価格を設定する必要がないと特に町長が認めるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

（最低制限価格の設定）

第4条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下単に「合計額」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その合計額が税抜き予定価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。）

以下同じ。)の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とし、税抜き予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(円未満切り捨て)
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(円未満切り捨て)

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、税抜き予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、端数処理後の額が10分の7.5を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格を設けたときは、入札公告又は指名通知書等、適宜の方法により周知するものとする。

(落札者の決定等)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、政令第167条の10第2項(政令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を告げるものとする。

3 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじによるものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、落札者決定後に速やかに公表するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までに公告又は指名通知したのものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年告示第93号)

- 1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年7月31日までに公告又は指名通知したのものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第109号)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成28年5月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までに入札公告又は指名通知をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年告示第109号)

- 1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までに入札公告又は指名通知をしたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年告示第 号)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日までに入札公告又は指名通知をしたものについては、なお従前の例による。